

明治
前期
財政經濟史料集成

第十一卷

大内兵衛
土屋喬雄 編

明治
前期
財政經濟史料集成

第十二卷

貨幣制度調査会報告
貨幣制度調査会報告付録
大藏省主計局編
大藏省主計局編

原書房

(兩角製本)

昭和七年八月廿日印刷

昭和七年八月廿五日發行

明治前期財政經濟史料集成 第十二卷

編者 大内兵衛
土屋喬雄

發行者 山本三生
東京市芝區榮町四ノ四〇

印刷者 村尾一雄
東京市牛込區市谷加賀町一ノ十二

發行所

改造社

東京市芝區榮町四丁目四十番地

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)一〇一
電話芝(43)一〇二

大藏省

(農商務省
會計検査院)

編纂

大内兵衛校
土屋喬雄

明治
前期
財政經濟史料集成

第十二卷

本書の編輯に就いては、財團法人啓明
會の補助に負ふ所多大である。特に
記して謝意を表する。

編
者

「貨幣制度調査會報告及附錄」解題

明治政府が爲した幾多の改革中、貨幣制度の改革も亦重要なものの一つである。明治政府は資本主義經濟育成といふその歴史的任務の遂行の爲めに、維新以降幣制の整備、改革の爲めに施設する所少くはなかつたが、遂に明治三十年幣制改革——金本位制の確立——に至つてその改革を完成した。この金本位制確立の我が國資本主義發達史上における地位は重大であつた。日清戰爭以後において一應國內市場の形成を終へた我資本主義は、この金本位制確立と共に愈々世界資本主義の檜舞臺に登場したのである。而してこの重大なる幣制改革は明治廿六年の貨幣制度調査會における調査に基き爲されたものであつた。従つてこの調査會の意義も亦劃期的なものでなければならぬ。ではこの幣制改革従つて又この調査會は如何にして必要とせられたのであるか。またその調査會は如何に行はれ、如何なる結論に達したか。その説明の爲めには、我々は當時における世界幣制を變革せしめつゝあつた銀價動搖の觀察から始めなければならぬ。

抑々世界に於ける銀價の大勢をみるに、明治六年（一八七三年）を以て一エボックを劃してゐる。即ちこの年以前にあつては金銀の比價は殆んど一定し、大凡金一に付銀十五、五の割合を維持してゐたが、それ以後動搖を開始し、銀價低落の趨勢に向つた。その主たる原因は明治四年（一八七一年）頃より銀の產出が著しく増加したに加へて、たまたま獨逸帝國の成立があり、それと共に其幣制の統一をはかり、明治六年に至つて斷然金貨本位制を實施し、巨額の銀を賣却したことにあつた。かくて金銀複本位制を採用せる國は良貨を市場より絶つに至り、銀本位制の國とならんとするが如き危險があつたので、こゝに歐米諸

國は金本位制採用に向つた。即ち明治六年（一八七三年）北米合衆國は金本位制を採用し、貿易弗銀貨以外弗銀貨の鑄造を廢止し、其通用額を五弗に制限したが、佛蘭西は其造幣局に於ける銀の受入額に制限を加へ、尙瑞典諾威は金本位を採用し、次で翌明治七年（一八七四年）に其本位銀貨幣を廢し、拉丁同盟國も亦其本位銀貨幣の鑄造額に制限を加へた。而して其翌明治八年、和蘭は銀貨の自由鑄造を停止し、瑞西も亦銀貨の鑄造を止めることとなり、明治九年には佛蘭西、白耳義、西班牙、露西亞の國々も遂に之に倣つたが、北米合衆國も亦其貿易銀貨の合法資格を廢止したのである。この過程において、銀の世界的需要は大に減少し、銀の下落は更に急激を加へ、同年中平均の金銀比價は、金一に對して銀一七・八八の割合に及んだのである。かくて銀を多く所有せる國及び巨額の產出國は力めて銀價の維持に腐心しなければならなかつた。北米合衆國の如きは明治十一年（一八七八年）に所謂「ブランド」條例を制定して其下落を抑止せんとし、次いで同二十三年（一八九〇年）に至り、同條例を廢し、「シャーマン」條例を公布して、購銀の額を更に擴張したが及ばず、銀貨下落の大勢は如何ともなし能はざる有様であつた。

今左に明治十二年より貨幣制度調査會の設けられた明治二十六年に至る間に於ける銀價下落の趨勢を見るに、明治十二年には平均金一に付銀十八なりしが、同十八年には金一に付銀十九を越え、其後銀貨下落の勢特に甚しく、明治廿四年には平均金一に付銀二十・九二で、其翌廿五年には平均金一に付銀二十三・七二であつたが、尙其翌二十六年には平均金一に付銀二十六・四九の比價を示すに至つた。

思ふに、明治二十三年に於ける銀貨兌換制度の確立は、我國の幣制を銀本位制の基礎の上に置いたものであるが、時宛も世界銀價下落の最中であつたから直ちに通貨の價値に影響し、經濟界に波及せる動搖は

甚だ大であつた。その後數年にして銀價の下落は特に著しく、その影響益々大であつたから、明治二十六年十月に至り時の大藏大臣渡邊國武は、本邦幣制の得失を調査するの必要を認め、之を閣議にはかり、こゝに貨幣制度調査會を設置したのである。今其組織を見るに、それは勅令を以て定められたもので、會長一人、副會長一人、委員二十人で、高等行政官、帝國大學教授、帝國議會議員、其他通貨に關し學識經驗ある者の中より之を選定した。而して其調査すべき問題は、同勅令の第一條によれば次の如くであつた。

一、近時金銀價格變動の原因及其の一般の結果

二、近時金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響

三、近時金銀價格の變動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要ありや否、若し其必要ありとするときは新に採用すべき貨幣本位並施行方法

同調査會は谷干城を會長とし、田尻稻次郎を副會長としたが、其後銳意先進諸外國の貨幣論及幣制を調査し、在英河瀬公使の報告を同年十一月に印刷に付してゐる。而して本調査會は前後七回の總會を、明治二十六年十月二十五日の開會より同二十八年七月五日の閉會に至る間に行つた。尙第一回の總會に於て、特別委員阪谷芳郎、添田壽一、金井延、園田孝吉、田口卯吉の五名を舉げて、先づ前記第一及第二の問題を研究せしめ、且、明治二十七年三月には「澳洪國幣制調査委員會速記録」を刊行し、以て委員會の調査研究の一助となしてゐる。かくて十八ヶ月の間に三十七回の特別委員會を開き、漸く明治二十八年三月に至つて「特別委員會報告」成つた。同年三月三十日には第二回總會を開き、該特別委員會報告并に附録が提出せられてゐる。この日調査會は、特別委員に渡邊洪基と益田孝の二名を加へ、尙繼續して特別委員會

に前記第三の問題を研究せしめ、其報告が同年の五月二十二日に提出せらるゝを待ち、第三回總會を開いたのである。かくて七月三日、第七回總會に至るまで討論五回に及び、漸く全部の問題を議了し、其報告を調査會長谷干城より時の大藏大臣松方正義に提出した。本書は即ちこれである。而して本書を第二回總會に提出せられたる特別委員會報告及附録と比較するに種々増補訂正を経てゐるが、附録の部分は全く同一である。

さて、該調査會に於ては種々の意見が現はれたが、調査會の問題中最も重要な第三項に關しては、改正の必要なしとする者七名に對し、必要ありとする者八名を算し、結局後者に決し、又其改正の必要ありとする者の中に於て、新に採用すべき本位貨幣につき採決せし結果は、金本位制を可とする者六名、金銀複本位制を可とする者二名で、前者が多數を占めたのであつた。本調査會の決議書内容を今少しく詳細に見れば、左の如くである。

(一)勅令第一條第一項に關する決議(近時金銀價格變動の原因及其の一般の結果)

本項に關しては特別委員の調査を可決し、近時金銀比價變動の事實を調査して、一般の物品に對する金銀の價格を觀察し、金銀價格變動の理由として以下の九項をあげてゐる。即ち(1)銀生産額の増加(2)銀生産費の減少(3)銀の生産額増加の割合に貨幣として需用の増加せざること(4)銀の工藝用品としての需用の減少(5)需要供給の増減に依て影響を蒙る銀の總現存額は割合に少額にして、年々供給の増加は割合に巨額なること(6)金生産額増加の割合は銀生産額増加の割合に比し少額なること(7)金の貨幣としての需要の増加(8)金の工藝用品としての需要の増加(9)金を貯藏する傾向の増進。

而して金銀價格變動による一般の結果を銀貨國、金貨國、并に金銀貨國に於ける結果に區別し、銀貨國に生ずる結果は以下の十二項となしてゐる。即ち(1)輸出の増進(2)物價の騰貴(3)債務者及定額納稅者の負擔輕減(4)農業の好況(5)商業の發達(6)租稅并其他收入の増加(7)労働者の需要増加(8)國費の増加(9)給料及勞銀を受くる者の困難(10)債權者の不利(11)投機的企業の勃興(12)金貨國より輸入物品の騰貴并輸入の減少。

又金貨國に生ずる結果は次の十二項となしてゐる。即ち(1)債權者の利益(2)銀貨國より輸入物品の下落(3)國費の減少(4)物價の下落(5)債務者及定額納稅者の損失(6)商工業の不振(7)金利の下落(8)農業者の困難(9)租稅並其他收入の減少(10)給料及勞銀を支拂ふ者の困難(11)労働者の需要減少(12)銀貨國より貨物輸入の増加。

尙、金貨國間に生ずる結果は以上の二項となされてゐる。(1)銀貨國と金貨國との間に於ける商取引に澁滯を來すこと(2)金貨國より銀貨國に資本の放下を減すること。

(二)勅令第一條第二項に關する決議(近時金銀價變動の我が經濟界に及す影響)

本項に關しては特別委員の調査を可決し、以下の十六項となしたのである。(1)輸出の増進(2)物價の騰貴(3)債務者及定額納稅者の負擔輕減(4)農業の好況(5)商工業の發達(6)租稅並其他收入の増加(7)労働者の需用増加(8)國費の増加(9)給料及勞銀を受くるものの困難(10)債權者の不利(11)投機的企業の勃興(12)金貨國より輸入品の騰貴(13)奢侈の弊(14)造幣局の公開は銀の輸入を誘致すること(15)本邦と金貨國との間に於ける商業取引上澁滯を來すこと(16)金貨國より本邦に資本の放下を減すること。

右の調査に基き觀察を下すに當り、意見甲乙二途に岐れ、甲論に於ては金銀比價變動の我邦經濟社會に及ぶ影響は、全國に於て頗る喜ぶべきものとし、乙論に於ては金銀比價の變動は永久全般の利益と認むること能はずとし、之が採決をなすに當り、遂に甲論を可決したのであつた。

(三)勅令第一條第三項に關する決議(近時金銀價格の變動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要あるや否、若し其必要ありとする時は新に採用すべき貨幣本位並其施行方法)

本項に關しては、特別委員會に於て、單に目下改正の必要ありや否やの點について議決したが、調査會に於ては、將來改正を期する者も總て改正を要する説として採決したるを以て、特別委員の調査に反し、現行幣制改正の必要ありと議決したのである。然れども其理由新に採用すべき貨幣本位並施行の時期方法に至りては、其趣を異にするものあるを以て、各自意見書を報告書中に排列し、現行幣制改正の必要なしとするものの意見も亦少數意見として併掲されてゐる。

意見の要約

第一、現行幣制改正の必要

(一)理由、甲、金銀價格變動の我邦經濟上に及ぶ利益は、一時一部に止るものなるを以て、此等の利益に眩迷せず、永遠全般の利益を圖り、多數有力にして我邦と關係の大なる邦國に行はるゝ幣制と一致を保つ完全にして鞏固なる幣制を採用せんとするものである。乙、金銀價格變動の我邦經濟上に及ぶ影響は其利益を認む。しかし中外の大勢を察し、時々の變動に應じ、經濟上の進歩に伴うて起るべき幣制改正の機變に際會するに當りて、之に應據するに支障なからしめ、其間の變遷を利用して、能く我邦に歴史的に確立せ

る幣制を得んとするにある。丙、金銀價格變動の我邦經濟上に及す影響は、其利益の大なるを認める。然し世界の勢は反對の變動を促すの傾あるの故に、其結果に伴ふ後患を豫防し得べき幣制を採用せんとす。丁、金銀價格變動の我經濟上に及す影響は、比較的に其利の大なるを認めるが、物價の騰貴は甚しく經濟上の秩序を混亂せしめたるを認める。故に其本位動搖の憂なき幣制を採用せんとするものである。

(2) 新に採用すべき貨幣本位、甲、金貨の本位、(イ) 銀貨の無制限通用を許さない。(ロ) 現行一圓銀貨は金貨と一定の割合を以て無制限通用を許す。但し自由鑄造は止める。乙、複本位(イ) 各國同盟を要す(ロ) 各國同盟を要しない。

(3) 施行方法、甲、直に實行準備に着手す。乙、準備に止む。丙、時機の至るを待つ。
第二、現行幣制改正の不必要。

理由、甲、金銀價格變動の我經濟上に及す影響は、其利益の大なるを認む。故に將來に於ても現制を維持するを可とするにある。乙、金銀價格變動の我經濟上に及す影響は、其利益大なるを認める。而して萬國複本位同盟成るの日に至りては、之に加盟すべきものとし、適當なる準備を施すに止める。丙、金銀價格變動の我邦經濟上に及す影響は、其利益の大なることを認め別に將來幣制の方針を明言しない。

尙附錄には貨幣制度研究に必要な諸調査、諸統計を含み、各國の幣制を始め財政、經濟、金融に至るまで種々の方面に涉つてゐる。極めて廣汎な附錄であつて七十二項目に及び、調査會報告書中必要なる箇所にて一々參照せしめ得るやう檢索を付してゐる。

貨幣制度調查會報告

明治
前期

財政經濟史料集成

第十二卷總目次

貨幣制度調查會報告

.....一

貨幣制度調查會報告附錄

.....四四五

本會ハ明治二十六年勅令第百十三號ニ依リ、同第一條ノ調査審議ヲ了シ、乃チ本會長ハ同第五條ニ依リ、茲ニ別冊調査報告ヲ閣下ニ呈スルノ榮ヲ有ス。

今此調査報告ヲ呈スルニ方リ、本會調査ノ順序及議事ノ經過ヲ摘録シテ左ニ之カ梗概ヲ具ス。

本會ハ明治二十六年十月二十五日ヲ以テ第一總會ヲ開キ、勅令第一條ノ事項ヲ調査審議スルノ方法ヲ討議セシニ、其關係ノ廣且大ナル容易ニ之カ攻究ヲ了スヘキニアラサルヲ以テ、會長ノ指名ニ依リ特別委員五名ヲ設ケ、先ツ同條第一項及第二項ノ調査ヲ付託スルニ決シ、乃チ會長ハ阪谷芳郎、添田壽一、法學博士金井延、園田孝吉、田口卯吉ノ五名ニ右ノ調査ヲ付託セリ。

特別委員ハ明治二十六年十一月十四日ニ於テ其第一會議ヲ開キ、園田孝吉ヲ委員長ニ選定シ調査ニ著手セリ。爾來會ヲ累スルコト三十七回月ヲ閱スルコト十八箇月ニシテ之ヲ結了シ、本年三月二十七日ヲ以テ其報告ヲ提出セリ。此間該委員ノ拮据艱勉、能ク其職責ヲ全クシタルハ本會ノ深ク信スル所ナリ。左ニ委員長園田孝吉ノ報告ヲ抄出シテ其實況ヲ明カニス。

抑、貨幣制度ノ得失ハ、國運ノ消長民生ノ休戚ニ關スル所ニシテ、國家經濟上ノ最要問題タルヤ固ヨリ言フ俟タス。故ニ本員等ノ其調査ニ從事スルヤ深ク其責任ノ至大ナルヲ省ミ、普ク百般ノ事實ヲ精査シ、懇到遺漏ナカランヲ力メタルノミナラス、又各自平生ノ所見ヲ措キ虚心以テ事ニ臨ミ、誓テ觀察ノ公平ヲ失ハサランコトヲ期セリ。

材料ノ蒐集ハ本員等ノ孜々力ヲ致シタル所ニシテ、内ニシテハ實業家、商業會議所、其他舊家諸組合等ニ就テ或ハ其意見ヲ諮詢シ、或ハ

其報告統計ヲ要求シ、又各官廳ノ調査ニ係ル書類ヲ閱覽シ、外ニシテハ我公使領事ノ報告、各國政府ノ報告書類、貨幣調查會ノ報告等ヲ參照シ、凡ソ本問題ニ關係アル内外公私ノ報告書統計表著述等ハ百方搜索シテ及フ限リ具サニ之ヲ檢按シ、難フルニ委員各自ノ實驗ヲ以テシタリ。事固ヨリ内外ニ涉リ、調査ノ範圍頗ル廣大ニシテ稍、隔靴ノ歎アルヲ免レサリシト雖、亦甚シク遺漏アラサルヲ信スルナリ。

而シテ其實ノ調査ニ於テハ、委員各自其取捨スル所ヲ異ニスルモノアリシニモ拘ハラズ、審議ヲ經テ漸ク一致ヲ見ルヲ得ルニ至レリ。然レトモ其實ニ基キ之カ斷案ヲ下スニ方リ、意見ニ途ニ分レ竟ニ其探ヲ一ニスルコト能ハス。隨テ甲乙二様ノ結論ヲ報告スルニ至レリ。左ニ委員長園田孝吉ノ報告ヲ抄シテ其實況ヲ明カニス。

委員會ニ於テハ調査中往々議論紛出シタリト雖、報告書第一章第二章ニ網羅セル調査事項ハ全會ノ一致ヲ以テ之ヲ認定スルニ至レリ。然レトモ之ニ基キ見解ヲ下サントスルニ及ヒテ意見ニ途ニ分レ、竟ニ歸一スル能ハサリシヲ以テ、止ムヲ得ス二様ノ結論ヲ併掲スルコト、爲セリ。勿論斯ノ如キ重大ノ問題ニ關シテ、異論ノ生スルハ寧ロ當然ニシテ深ク怪ムニ足ラス。

今茲ニ其意見ノ分レタル要點ヲ尋釋スルニ、甲ハ

近時金銀比價變動ノ我經濟社會ニ及ホス影響ハ全體ニ於テ頗ル喜フヘキモノアリ、然レトモ銀價ノ下落物價ノ騰貴ハ絕對的ニ國家ノ慶事ト云フヘカラス、況ヤ本位貨幣ノ一時ニ暴落スルカ如キハ、經濟社會ヲ紊亂スルコト極メテ大ニシテ、最モ怖ルヘキモノナルニ於テオヤ、唯銀價ノ向後際限ナク下落スルカ如キハ其絶無ナルヲ信シ、且金銀比價ノ變動ヨリ本邦ト金貨國トニ及ホセル利害ヲ相對照スル

ニ當リ、本邦ノ利ハ大ニ金貨國ノ利ニ勝リ、本邦ノ害ハ遙ニ金貨國ノ害ニ及ハサルコトヲ明認ス。

ト云ヒ、又其乙ハ

近時金銀價格變動ノ本邦ニ及ホシタル直接間接ノ影響ハ、或ハ利益トナリ或ハ損失トナリ或ハ弊害ヲ醸スモクアリト雖、一時幾分力輸出ヲ増進シ商工業ヲ振起セルハ其利益中ノ主タルモノニシテ、勞働者ノ困難及外國貿易澁滞ノ如キハ其損害ノ最モ大ナルモノナリ、而シテ金銀價格ノ變動ヨリ來ル所ノ輸出ノ増進ハ、銀ノ輸入ヲ促カシ通貨ノ増加トナリ物價ノ騰貴トナリ、遂ニ輸入ノ超過ニ至ルハ事物ノ順序ニ於テ免レ難キ所ニシテ、永久全般ノ利益ト認ムルコト能ハス。

ト云フニ在リ。而シテ甲結論ヲ執リタルハ法學博士金井延、園田孝吉田口卯吉ニシテ、乙結論ヲ執リタルハ阪谷芳郎、添田壽一ナリトス。本會ハ本年三月二十七日ヲ以テ右特別委員ノ調査報告ヲ受ケ、同三十日ヲ以テ第二總會ヲ召集セリ。特別委員長園田孝吉ハ該委員ヲ代表シテ其經過ヲ報告シ、會長ハ其調査報告ヲ討議ニ付セントセシニ、若宮正吾ハ左ノ動議ヲ提出シ、全會一致ヲ以テ之ヲ可決セリ。

本報告討議前、續テ勅令第一條第三項ノ調査ヲ特別委員ニ付託シ、其報告ヲ得、而シテ本報告ヲ討議ニ付スヘシ。但特別委員ハ前特別委員ノ外、更ニ會長ノ指名ヲ以テ二名ヲ加フヘシ。

是ニ於テ會長ハ渡邊洪基、益田孝ノ二名ヲ指名シ、茲ニ第二總會ヲ終ハレリ。

第二次特別委員ハ本年四月十日ヲ以テ其第一會議ヲ開キ、園田孝吉ヲ委員長ニ選定シ之カ調査ニ著手シ、開會四回ニシテ之ヲ結了シ、同五月十五日ヲ以テ其報告ヲ提出セリ。然ルニ本調査ニ就テハ各員其所見

ヲ異ニシ、到底之カ歸一ヲ見ル能ハサルノ狀況アルヲ以テ、各其意見書ヲ提出セシメ單ニ相論難スルニ止メ、強テ之カ統一ヲ圖ラサリキ。而シテ各員意見ノ要點ヲ舉クレハ概テ左ノ如シ。

阪谷芳郎

金貨本位採用ノ必要アリトシテ其方案ヲ具ス。

添田壽一

將來金貨本位採用ノ必要アルモ、目下幣制改正ノ時機ニアラストシテ之カ準備ノ方案ヲ具ス。

法學博士金井延

將來萬國複本位同盟ノ成立アルヘキヲ以テ、其時ニ臨ミ加盟ノ必要アリトセリ。

渡邊洪基

將來金貨本位採用ノ時機アルヘキヲ以テ、金貨蓄積ノ必要アリトセリ。

園田孝吉

現制改正ノ必要ナシトセリ。

益田孝

歐米各國幣制確定ノ日ヲ俟チ、其時ノ宜シキ處スヘシトセリ。

田口卯吉

歐米各國ヲ勸誘シ、進テ共ニ複本位同盟締結ノ必要アリトシテ其方案ヲ具ス。

右ノ如ク其所見各相牴牾シテ、到底之カ決議ヲ得ルコト能ハサルニ依リ、已ムヲ得ス勅令第一條第三項ノ所謂現行貨幣制度ノ改正トハ目下ノ改正ナリト解シ、以テ各自ノ向背ヲ定ムルコトニ決シ、阪谷芳郎ヲ除クノ外ハ悉ク目下改正ノ必要ナシトノ點ヲ以テ一致シ、之ヲ報告ス

ルニ至レリ。隨テ假令目下改正ノ必要ナシトノ點ニ於テ一致セシモ、其理由ニ至リ六種ノ意見ヲ排列シタルハ亦實ニ已ムヲ得サルノ事ナリトス。左ニ委員長園田孝吉ノ報告ヲ抄出シテ其實況ヲ明カニス。

委員七名中六名ハ、目下現行貨幣制度ヲ改正スヘキ必要ナシト議決セリ。其理由トスル所ハ各自逕庭スル所アルヲ以テ之ヲ節錄添附セリ。其一名ハ之ニ反對ナルニ依リ、特ニ其意見ヲ具シ茲ニ及報告候也。

本會ハ本年五月十五日ヲ以テ右特別委員ノ調査報告ヲ受ケ、同二十二日ヲ以テ第三總會ヲ召集セリ。特別委員長園田孝吉ハ該委員ヲ代表シテ其經過ヲ報告シ、河島醇ハ「第一項乃至第三項ヲ連帶シテ共ニ討議ニ付ス可シ」トノ動議ヲ提出シ、全會一致ヲ以テ之ヲ可決セリ。是ニ於テ會長ハ第一項乃至第三項ヲ通シテ討議ニ附セリ。而シテ意見ヲ陳述シタルハ左ノ七名ナリトス。

河島醇	栗原亮一	小幡篤次郎	澁澤榮一	高田早苗	莊田平五郎	阪谷芳郎	和垣謙三	田口卯吉	莊田平五郎
-----	------	-------	------	------	-------	------	------	------	-------

次ニ本年五月二十九日ヲ以テ第四總會ヲ召集シ、前回ノ議事ヲ繼續セリ。而シテ意見ヲ陳述シタルハ左ノ四名ナリトス。

法學博士	和垣謙三	田口卯吉	莊田平五郎
------	------	------	-------

次ニ本年六月五日ヲ以テ第五總會ヲ召集シ、前回ノ議事ヲ繼續セリ。而シテ意見ヲ陳述シタルハ左ノ八名ナリトス。

河島醇	添田壽一	金井孝延	益田	子爵堀田正奎	子爵谷干城	渡邊洪基	田口卯吉	河島醇	阪谷芳郎	田口卯吉	右ノ陳述終ルヤ、渡邊洪基ハ討論終結ノ動議ヲ提出シ、全會一致ヲ以テ之ヲ可決セリ。
-----	------	------	----	--------	-------	------	------	-----	------	------	---

是ニ於テ會長ハ特別委員調査報告第一章第二章及同附錄ニ就キ採決セシニ、全會一致ヲ以テ之ヲ可決セリ。次ニ同第三章甲乙ノ兩結論ニ就キ採決セシニ其結果左ノ如シ。

甲結論ヲ可トスル者

法學博士	和垣謙三
------	------